(カ)　(ア)で測定した周波数で(エ)を実施して、それぞれの周波数におけるサイト挿入損を求めること。

(キ)　空中線偏波を変えて(エ)から(カ)までを実施すること。

(ク)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図７に定めるそれぞれの位置において(イ)から(キ)までを実施すること。

⑵　サイト挿入損の測定には、第三の八の１に定める条件を満たす30MHz以下の周波数範囲の磁界を測定するための空中線のうち、シングルターンのループアンテナを空中線として用いること。

二　30MHz以上１GHz以下の電界測定に用いる野外試験場又は電波半無響室

１　基本的条件

⑴　平坦で金属大地面を備えていること。

⑵　供試装置及び測定用空中線の設置位置をそれぞれ焦点とし、焦点間の距離の２倍に等しい長径と$\sqrt{3}$倍に等しい短径を有する楕円の範囲及びその上空に測定とは関係のない反射物や架空線が存在しないこと。

⑶　10mの距離で測定する試験場は、供試装置及び測定用空中線（支持物を含む。）から少なくとも１m広がった範囲に金属大地面を敷設すること。この場合において、当該金属大地面には30㎜を超える間隙や穴が存在しないこと。

２　サイトアッテネーションの条件

⑴　次に定めるいずれかの測定方法で試験場のサイトアッテネーションの値を取得し、表12及び表13に定めるサイトアッテネーションの理論値との差が、測定した全ての周波数、送信用空中線高、空中線偏波及び空中線対の位置において（±）４dB以内であること。この場合において、空中線対の位置から定まる図７に定める範囲を試験場のテストボリュームとする。

ア　正規化サイトアッテネーション

(ア)　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧V_{DIRECT}（μV単位）を表12及び表13で定める周波数で測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

(イ)　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

(ウ)　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

(エ)　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの次の表に定める送信用空中線高及び１mにそれぞれ設置し、測定用空中線の高さを４mまで上昇させながら、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値V_{SITE}（μV単位）を求めること。

表11　30MHz以上１GHz以下の周波数範囲における
サイトアッテネーション測定に用いる送信用空中線高

測定距離（m）	空中線偏波	送信用空中線高（m）
3	水平	1
		2
	垂直	1
		1.5
10	水平	1
		2
		3
		4
	垂直	1
		1.5
		2.5
		3.5
30	水平	1
		2
	垂直	1
		1.5

(オ)　測定場のサイトアッテネーションは、次の式により求める値とすること。

$$A_i = 20\log_{10}(V_{DIRECT}) + a_{ATT} - 20\log_{10}(V_{SITE}) - F_T - F_R$$

A_i　：特定の周波数、送信用空中線高、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイトアッテネーション

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

F_T　：送信用空中線のアンテナ係数（dB）

F_R　：受信用空中線のアンテナ係数（dB）

(カ)　(ア)で測定した周波数で(エ)を実施して、それぞれの周波数におけるサイトアッテネーションを求めること。

(キ)　表11に定める送信用空中線高それぞれについて(エ)から(カ)までを実施すること。

(ク)　空中線偏波を変えて(エ)から(キ)までを実施すること。

(ケ)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図７に定めるそれぞれの位置において(イ)から(ク)までを実施すること。

イ　参照サイト法

(ア)　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧V_{DIRECT}（μV単位）を表12及び表13で定める周波数で測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

(イ)　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

(ウ)　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。